

**ご旅行条件（要旨） お申し込みの際には旅行条件書を必ずお読みください。**

■受注型企画旅行契約

「受注方企画旅行契約とは、株式会社タイムリーツースト（以下「当社」といいます）がおお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容ならびにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行契約を言います。

●旅行契約の申し込み

当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の事項を記入の上、当社が定める金額の申込金と共に当社に提出していただきます。

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した利用交通機関の運賃、宿泊料金、食事料金、拝観入場料金等及び諸費用（有料道路・駐車料・団体行動中の寸志・乗務員宿泊費等）  
添乗員の同行費用(お客様から依頼をされた場合)

●旅行代金に含まれないもの

クリーニング代、電話代、旅行傷害保険、その他個人的性質の諸費用及びそれに伴う税金・サービス料・日本国内における自宅から発着地までの交通費、座席グレードアップなどの追加料金、旅程表に明示されていない食事料金

●旅程補償

当社は別途定める契約内容に重要な変更が生じた場合は、旅行代金の一定の率を乗じた変更補償金を支払います。

●旅行条件、旅行代金の基準

この旅行条件は、2019年3月1日を基準としております。また旅行代金は2019年3月10日現在有効なものを基準と算出しています。

●旅行契約の成立

旅行契約は当社が契約の締結承諾し、申込金を受理したときに成立したものとします。

●個人情報の取り扱いについて

旅行お申し込みの際にご提出いただきました申込書に記載された個人情報につきましては、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配の為に利用させていただくほか、必要な範囲で当該機関等に提供いたします。

●その他

総合旅行業務取扱管理者は、お客様の旅行を取り扱う栄魚所での取引に関する責任者です。

この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、別途記載の総合旅行業務取扱管理者にお訊ねください。

この条件（要旨）に定めない事項については当社旅行業約款及び旅行条件書によります。

当社の旅行業約款及び旅行条件書をご希望の方は、当社にご請求ください。なお当社ホームページからもご覧になれます。

**★お問い合わせ・お申し込み★**

**旅行手配 株式会社 タイムリーツースト**

長崎県知事登録旅行業3-112号 全国旅行業協会正会員

〒857-1161 長崎県佐世保市大塔町14-2

イオン大塔ショッピングセンター1階

**電話0956-27-2121 FAX 0956-27-2700**

担当者 原口 晃一 総合旅行業務取扱管理者 鍋島 寛

営業受付時間 10:00~20:00 (年中無休)